

平成 18 年 3 月 17 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 企画課長殿

社団法人日本作業療法士協会
会 長 杉 原 素 子

「障害者自立支援法に係る政省令で定める事項」に関する意見

標記の件について「別紙 1 - 2：新たな障害福祉サービスに係る指定（最低）基準について」の「 . 各サービス個別事項」に関する意見を下記のとおり述べさせていただきます。

なお、本意見は、毎年約 5,000 人の作業療法士が輩出されるため（平成 18 年 3 月現在有資格者数 29,511 名、平成 22 年有資格者推計 52,686 名）、今後は医療領域ばかりでなく保健福祉領域において、身体障害・精神障害・知的障害を持つ方々の自立支援のために作業療法士が培った知識・技能を提供できる体制が整備されることを前提としております。

記

【意見】

1 「1 生活介護」について

基本方針には「軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供」および「身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的とした介護」の必要性が明示されています。この基本方針を実践するには、障害を持つ方々に対し日常生活能力の支援および各種の作業活動に関わる個別的対応方法を提供することができる作業療法士が必要と考えます。

それ故、必置のサービス提供職員として「作業療法士」を位置づけていただきたく要望いたします。

2 「3 自立訓練（機能訓練）」について

人員基準において「理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員が1人以上で、理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を宛てることが可」と記されています。しかしながら、自立訓練（機能訓練）の基本方針には「理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練」と示されております。

障害者の自立支援を促進するために中核的な役割を担う自立訓練（機能訓練）においては、サービス提供職員に理学療法士及び作業療法士を各1人以上配置することが必要です。理学療法士および作業療法士数の増加の現況から両職種の供給は十分可能であると考え、ここに両職種の各1名以上の配置を明示していただくよう要望いたします。

3 「4 自立訓練（生活訓練）」について

サービス提供職員の必要な職種として生活支援員だけが記されています。しかしながら、「基本方針の知的障害者・精神障害者に対し食事や家事等日常生活能力を向上するための支援」に作業療法士の知識・技能は役立つと考えます。生活訓練におけるサービス提供職員の職種に作業療法士を明示していただくようお要望いたします。

4 「5 就労移行支援」について

サービス提供職員の必要な職種として職業指導員、生活支援員、就労支援員が記されています。しかしながら、作業療法士の教育課程には「職業関連活動」が含まれ、障害を持つ方々の雇用就労、福祉就労および在宅での活動に関わる能力評価や具体的支援を習得していることから、サービス提供職種として「作業療法士」を明示していただきたく要望いたします。

5 「8 児童デイサービス」について

サービス提供職員の必要な職種として指導員又は保育士が記されています。しかしながら、基本方針である「障害児が日常生活における基本的動作を習得し、

及び集団生活に適応することができるよう適切な指導及び訓練を実施する」とあり、そのためには、作業療法士のこれまで培った知識・技能が役立つと考えます。児童デイサービス提供職員の職種に「作業療法士」を明示していただきたく要望いたします。

法人名： 社団法人 日本作業療法士協会

所在地： 東京都台東区寿 1 - 5 - 9 盛光伸光ビル7階

担当者： 事務局長 荻原 喜茂